

ST マーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分の内容
レモン株式会社 東京都北区田端 4-21-13	ST マークを付して販売していた商品 3 点について、 ST 検査に提出した検体の表示（マーク等の表示）に 修正することなく、従来の表示のまま商品を販売して いた。	違約金 30 万円（(ST マーク使用許 諾契約料 6 万円×5) ×1 ヶ月）

(注) 本件は、平成 30 年 5 月 30 日開催の理事会で決定されたものです。